

# 冬季は特にノロウイルス食中毒・感染症にご注意ください

ノロウイルスによる食中毒や感染性胃腸炎は、一年を通して発生していますが、特に冬季に流行します。手指や食品などを介して、経口で感染し、ヒトの腸管で増殖し、おう吐、下痢、腹痛などを起こします。健康な方は軽症で回復しますが、子どもやお年寄りなどでは重症化することもあり、特に注意が必要です。ノロウイルスの特徴を知り、予防対策を徹底しましょう。

### 【問合せ】

- ▶ 食品衛生…衛生課食品保健係(第2分庁舎3階) ☎(5273)3827・FAX(3209)1441
- ▶ 感染症…保健予防課保健相談係(第2分庁舎分館1階) ☎(5273)3862・FAX(5273)3820へ。

## 主な感染経路

- ▶ 食品からの感染
  - 感染した人による調理で汚染された食品
  - ウイルスの蓄積した、加熱が不十分な二枚貝など
- ▶ 人からの感染
  - 家庭や施設内などでの飛沫などによる感染
  - 患者のふん便やおう吐物からの二次感染



## 症状

- ▶ 潜伏時間  
感染から発症まで24~48時間
- ▶ 主な症状
  - 吐き気、おう吐、下痢、腹痛、微熱が1~2日続く
  - ※ 症状のない場合や、軽い風邪のような症状のこともあります。
  - ※ 乳幼児や高齢者は、おう吐物を吸い込むことによる肺炎や窒息にも注意してください。

## 家庭でできる食中毒予防

食中毒は、飲食店等での食事だけでなく、家庭の食事でも発生しています。家庭での発生では症状が軽いことが多く、発症する人が少人数であることから風邪等と間違われやすく、そのまま食中毒とは気付かれず重症化する例もあります。下記の6つのポイントをそれぞれチェックしてみましょう。

## 手洗い推進マスコット新宿あわわと一緒にチェック大作戦! 調理のときに気を付けたい食中毒予防のポイント

**ポイント 1 食品の購入**

消費期限などの表示をチェック!

肉・魚はそれぞれ分けて包む

できれば保冷剤(氷)などと一緒に

寄り道せずにまっすぐ帰宅

**ポイント 2 家庭での保存**

帰宅後すぐ冷蔵庫へ

肉・魚は汁が漏れないように包んで保存

入れるのは7割程度に

扉を開ける時間はなるべく短く

冷蔵庫は10℃以下に、冷凍庫は-15℃以下に維持

**ポイント 3 下準備**

冷凍食品の解凍は冷蔵庫で

タオルなどは清潔なものに交換

ごみはこまめに捨てる

肉・魚を切ったら洗って熱湯をかけておく

こまめに手を洗う

肉・魚は生で食べるものから離す

野菜もよく洗う

包丁などの器具、ふきんは洗って消毒

**ポイント 4 調理**

調理を途中で止めた食品は冷蔵庫へ

加熱は十分に(目安は中心部分の温度が90℃で90秒間以上)

作業前に手を洗う

電子レンジを使うときは均一に加熱する

台所は清潔に

**ポイント 5 食事**

食事の前に手を洗う

盛り付けは清潔な器具、食器で

長時間室温に放置しない

**ポイント 6 残った食品**

作業前に手を洗う

手洗い後、清潔な器具、容器で保存

早く冷えるよう小分け

時間が経ちすぎたり少しでも怪しいものは、思い切って捨てる

温め直すときは十分に加熱する(目安は90℃以上)

※新宿あわわは区食品衛生協会の手洗い推進マスコットです。

令和4年1月10日(祝)

# 成人の日はたちのつどい



◀ 昨年度の様子(会場は新宿住友ビル三角広場)

【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)3505・FAX(3209)9947へ。

## 新成人の記念の思い出を残していただくため フォトスポットを設置します

お住まいの地区ごとに時間帯を分けて実施します。友人や懐かしい仲間との再会の場としてご活用ください。

会場では新宿区長や区議会議員のほか各分野で活躍する著名人からのビデオメッセージを放映します。

【日時】令和4年1月10日(祝)

- ▶ 第一部…午前10時30分~12時の間
- ▶ 第二部…午後1時30分~3時の間

※入退場は自由です。

【会場】京王プラザホテル(西新宿2-2-1)

【対象】区内在住の平成13年4月2日~14年4月1日生まれの方  
対象の方には、12月上旬~中旬に案内状を発送します。

- ▶ 第一部…四谷・笹塚町・榎町・若松町・大久保地区在住の方
- ▶ 第二部…戸塚・落合第一・落合第二・柏木・角筈地区在住の方



▲京王プラザホテル  
コンコードボールルーム

## 新成人の代表者を募集します

代表の方には、当日新成人を代表して「はたちの誓い」を発表していただき、その様子を撮影・収録し、後日新宿区ホームページ、区公式SNS等で配信します。

【対象】区内在住の新成人、若干名

【申込み】12月17日(金)までに電話で総務課総務係へ。



▲昨年度の「はたちの誓い」の様子

## 令和4年度以降は20歳を対象に「はたちのつどい」を開催します

民法の改正により、令和4年4月1日から成人年齢が18歳に引き下げられます。新宿区では、18歳の多くが高校3年生であり、進学等を控え式典への参加が難しくなることなどに配慮し、18歳での成人式は行わず、20歳を対象に「はたちのつどい」を実施することとします。